

医療機関等物価高騰対策支援金支給要綱（医療機関等および薬局）

（趣旨）

第1条 滋賀県知事（以下「知事」という。）は、公定価格で運営している医療機関等においては、物価高騰下にあっても利用者負担への転嫁ができず、安定的な運営に支障が生じていることから、材料費等の物価高騰に伴う負担が増えた医療機関等および薬局に対し、予算の範囲内において支援金を支給するものとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。

（支給の対象）

第2条 支援金の支給対象は、令和7年12月1日時点で医療サービスを提供し、今後も継続する医療機関等および薬局であり、所在地が滋賀県内にある下記の医療機関等および薬局とする。

- (1) 医療法の規定に基づき県に開設の届出を行っている病院
 - (2) 医療法の規定に基づき県に開設の届出を行っている診療所、助産所
 - (3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律および柔道整復師法の規定に基づき県に開設の届出を行っている施術所
 - (4) 歯科技工士法の規定に基づき県に開設の届出を行っている歯科技工所
 - (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき、県内に開設し調剤を行っている薬局
- 2 次の各号に掲げる項目に該当するものは、前項の規定に関わらず支給の対象外とする。
- (1) 保険診療、保険施術および出産育児一時金等の受取代理制度を取扱わない（保険外診療・施術のみ取扱う）医療機関等および保険薬局の指定を受けていない薬局
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - (3) 上記のほか、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めたもの

（支援金の支給額）

第3条 支援金の支給額は、別表に定めるとおりとする。

（支援金の申請）

第4条 支援金の支給を受けようとする医療機関等および薬局は、医療機関等物価高騰対策支援金申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書」という。）

に基準額積算書（様式第2号－1）、口座振替依頼書（様式第2号－2）を添えて提出するものとする。また、申請は1医療機関等および薬局1回限りとする。

（申請の期限）

第5条 支援金の申請期限は、知事が別途定めるものとする。

（支援金の支給）

第6条 知事は、医療機関等および薬局から申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは支援金の支給を決定し、その内容を医療機関等および薬局に通知する。

（支援金に関する周知等）

第7条 知事は、医療機関等物価高騰対策支援金の支給にあたり、対象の医療機関等および薬局の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により医療機関等および薬局への周知を行う。

（申請書の不備等の取扱い）

第8条 知事が第6条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、滋賀県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、対象の医療機関等および薬局の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第9条 知事は、支援金の支給を受けた後に対象の医療機関等および薬局の要件に該当しないことが明らかとなった医療機関等および薬局または偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた医療機関等および薬局は、支給を行った支援金の返還をしなければならない。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第10条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第11条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の支給年度の翌年から記載して5年間保管しておかなければならぬ。また、

知事が求めた場合には証拠書類を提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

付則

この要綱は、令和8年1月15日から施行する。

別表

区分	支給額
(1) 病院	18,000円×許可病床数
(2) 有床診療所	18,000円×許可病床数 ※ 許可病床数が1床の場合は1施設 30,000円
(3) 無床診療所 (歯科診療所を含む)	1施設 30,000円
(4) 助産所、施術所、歯科技工所	1施設 100,000円
(5) 薬局	1施設 50,000円